

A陸上競技

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

グループ		番号	障がい	注意事項
肢体Ⅰ	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	・完全とは、上肢（肩・肘・手関節）または下肢（股・膝・足関節）の3大関節の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。 ・関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断は上腕切断となる）。
		2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	
		3	両上腕切断または、両上肢完全	
	下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形があるもの。（脊柱カリエスなど）
		5	片大腿切断または、片下肢完全	
		6	両下腿切断	
		7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	
		8	両大腿切断または、両下肢完全	
	体幹	9	体幹	
肢体Ⅱ	で脳車原性麻痺を使用、常用以外	10	第6頸髄まで残存	・座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
		11	第7頸髄まで残存	
		12	第8頸髄まで残存	
		13	下肢麻痺で座位バランスなし	
		14	下肢麻痺で座位バランスあり	
肢体Ⅲ	脳原性麻痺	15	その他の車いす	・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障がいをいう。
		16	四肢麻痺で車いす使用	
		17	けって移動	
		18	片上下肢で車いす使用	
		19	上肢で車いす使用	
		20	その他走不能	
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	
肢体Ⅳ		22	その他走可能	・四肢体幹機能障がいにより日常生活で常に電動車いすを使用している者。
		23	電動車いす常用	
視覚障がい		24	視力0から0.01まで （光を通さないアイマスク・アイシールドを装着する）	・視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。 視力の和を算出する際、手動弁～光覚弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
		25	その他の視覚障がい	
聴覚障がい		26	聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	・「、」は、「あるいは」を意味する。
知的障がい		27	知的障がい	
内部障がい		28	ぼうこう又は直腸機能障がい	・脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障がいは含まない。

2. 参加希望種目
「種目表」により、希望する種目が該当障がい区分で出場可能かどうかを十分確認のうえ、選択してください。

「種目表」 ◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし

番号	障がい区分 種目	肢1									肢2						肢3						肢4	視覚	聴覚	知的	内部		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
1	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
2	100m	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎		◎	◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	
3	200m											◎		◎	◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	
4	400m																											◎	
5	800m											◎		◎	◎					◎					◎	◎	◎	◎	
6	1500m		◎									◎			◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
7	スラローム										◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎				◎					
8	走高跳		▲	▲																						▲	▲	▲	
9	立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎												◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
10	走幅跳	◎	◎	◎	◎	◎				◎												◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
11	砲丸投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
12	ソフトボール投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
13	ジャベリックスロー	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
14	ビーンバッグ投										◎	◎					◎	◎						◎					

(注) 全国大会の陸上競技において、競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投擲競技はジャベリックスローとソフトボール投（区分8は除く）の両方に申し込むことはできない。今回の大会で50mと100m、立幅跳と走幅跳、ジャベリックスローとソフトボール投に出場し、全国大会の選手に選考された場合は、いずれかの種目を他の種目に変更することが必要となる。

B

水泳

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

グループ		番号	障がい	注意事項
肢体Ⅰ	上肢	1	手部切断	・完全とは、上肢（肩・肘・手関節）または下肢（股・膝・足関節）の3大関節の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	
		3	片上腕切断または、片上肢完全	
		4	両前腕切断または、両上肢不完全	
		5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	
	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	・関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断は上腕切断となる）。
		7	片大腿切断または、片下肢完全	
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	
		9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	
	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形があるもの。（脊柱カリエスなど）
		11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	
	体幹	12	体幹	
肢体Ⅱ	車いす 脳原性 外傷性 常用麻痺	13	第7頸髄まで残存	・座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
		14	第8頸髄まで残存	
		15	下肢麻痺で座位バランスなし	
		16	下肢麻痺で座位バランスあり	
肢体Ⅲ	脳原性麻痺	17	四肢麻痺（車いす常用） 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障がいをいう。
		18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	
		19	片側障がいでは片上肢機能全廃	
		20	その他の片側障がいでは走不能	
		21	その他	
肢体Ⅳ		22	浮具使用	・重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用するもの。
視覚障がい	23	視力0から0.01まで （光を通さないゴーグルを装着する）	・視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、手動弁～光覚弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。	
	24	その他の視覚障がい		
聴覚障がい	25	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい		
知的障がい	26	知的障がい		

2. 参加希望種目
「種目表」により、希望する種目が該当障がい区分及び
1部・2部別（身体障がい者のみ）で出場可能かどうかを十分確認のうえ、選択してください。

「種目表」 ◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部

番号	泳法	障がい区分 距離	肢1												肢2				肢3					肢4	視覚		聴覚	知的
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
31	自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32		50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
41	背泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	◎	◎
42		50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	◎	◎
51	平泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	◎	◎	◎
52		50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	◎	◎
61	バタフライ	25m	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
62		50m	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○		○		○	○		○	○	◎	◎

(注) 障がい区分8・9・11・13・14・15・17・18・19・22は、水中スタートをしなければならない。

C

アーチェリー（身体障がい者のみ）

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

グループ		番号	障がい	注意事項
肢体不自由	脳原性麻痺 以外で 車いす常用	1	第8頸髄まで残存	・「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。
		2	その他の車いす	
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形があるもの。（脊柱カリエスなど）
		4	下肢障がい（いす・車いす使用を含む）	
		5	体幹	
		6	脳原性麻痺	・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に原因する機能障がいをいう。
聴覚障がい		7	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	・「、」は、「あるいは」を意味する。
内部障がい		8	ぼうこう又は直腸機能障がい	

2. 参加希望種目 ※参加を希望する種目を選択し、番号を記入してください。

番号	種目名	番号	種目名
81	50m・30mラウンド（リカーブ部門）	83	30mダブルラウンド（リカーブ部門）
82	50m・30mラウンド（コンパウンド部門）	84	30mダブルラウンド（コンパウンド部門）

D卓球

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

グループ		番号	障がい	注意事項
肢体Ⅰ	上肢	1	片上肢障がい	・完全とは、上肢（肩・肘・手関節）または下肢（股・膝・足関節）の3大関節の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。 ・関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断は上腕切断となる）。 ・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形があるもの。（脊柱カリエスなど）
		2	両上肢障がい	
	下肢	3	片下腿切断または、片下肢不完全	
		4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	
		5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	
	体幹	6	体幹	
肢体Ⅱ	脳原性麻痺以外で車いす使用	7	第8頸髄まで残存	・「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。 ・座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。 ・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障がいをいう。
		8	座位バランスなし	
肢体Ⅲ	脳原性麻痺	9	その他の車いす	
		10	車いす使用	
		11	杖・松葉杖使用	
		12	上肢に不随意運動あり	
		13	上肢に不随意運動なし	
視覚障がい		14	片側障がい	各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する
		15	アイマスク有り	
聴覚障がい		16	アイマスク無し	
		17	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	
知的障がい		18	知的障がい	・「、」は、「あるいは」を意味する。
精神障がい		19	精神障がい	

2. 参加希望種目 ※参加を希望する種目を選択し、番号を記入してください。

番号	種目名	備考
91	一般卓球	・下記要件以外の者
92	サウンドテーブルテニス	・アイマスク有り（区分15）

Eフライングディスク

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

番号	区分	備考
1	座位	・肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、内部障がい（ぼうこう又は直腸機能障がい）の方が出場可。
2	立位	

2. 参加希望種目 ※参加を希望する種目を選択し、番号を記入してください。

番号	種目名		備考
97	アキュラシー	ディスリート5	・ゴールまでの距離が5m
98		ディスリート7	・ゴールまでの距離が7m
99	ディスタンス		・ディスクを投げた距離で競う種目

(注) アキュラシーの「97」（ディスリート5）と「98」（ディスリート7）の2種目でのエントリーはできない。

Fボウリング（知的障がい者のみ）

1. 障がい区分 ※下の障がい区分のとおり、「1」と記入してください。

番号	障がい	備考
1	知的障がい	・1ゲームのアベレージが「80」点以上の者が参加できる。

2. 参加希望種目 ※参加希望種目欄は、記入不要です。

Gボッチャ（肢体不自由者のみ）※オープン競技

1. 障がい区分及び種目 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号及び種目を記入してください。

グループ		番号	障がい	注意事項	種目	
					立位	座位
肢体不自由	切断・機能障がい	1	多肢切断・両下肢完全で立位	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	◎	
		2	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎
	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		◎
		4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎
		5	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用	脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者		◎
		7	けつて移動	脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
		8	片上下肢で車いす常用、または使用	脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
		9	その他走不能	脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
		10	電動車いす常用	脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者で、日常的に電動車いす(JIS T9203)を使用している者		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8及び10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。